熊本県バドミントン協会規約

第一章　　総　　則

（名称）
第１条　　本会は熊本県バドミントン協会と称する。

（事務所）
第２条　　本会の事務を処理するため事務所を熊本市内に置く。

第二章　　目的及び事業

（目的）
第３条　　本会は、熊本県内におけるバドミントン界を統括し代表する団体として、バドミントンを振興し、その健全な普及発展、競技力の向上と併せて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

（事業）
第４条　　本会は前条の目的を達成するためバドミントンに関する次の事業を行う。
（１）普及並びに指導
（２）各種大会の開催
（３）選手権の付与並びに県外競技会への指導者及び選手・役員の派遣
（４）指導者並びに審判員の養成
（５）講習会・講演会・研究会等の開催
（６）競技力の強化
（７）調査、研究資料の収集
（８ ）その他本会の目的達成に必要な事項

第三章　　組　　織　　等

（組織）
第５条　　本会は本会の趣旨に賛同する者をもって次の部会等を組織する。
（１）小学部会
（２）中学部会
（３）高校部会
（４）大学部会
（５）社会人部会

（６）レディース部会
（７）教職員部会
（８）熊本県内各郡市バドミントン協会
（９）その他上記に該当しない者

（加盟）
第６条　　本会は(公財)日本バドミントン協会に加盟し、その支部となる。また九州バドミントン連盟、(公財)熊本県体育協会に加盟する。

第四章　　役　　員　　等

（役員等）
第７条　　本会に次の役員等をおく。

（役員）	会　長	１　名	副理事長	若干名	
	副会長	若干名	常任理事	若干名	（内、事務局長　１名）
	理事長	１　名	理　事	若干名	
（監事）	監事	２名			

（役員等の選出）
第８条　　１　会長・副会長は常任理事会において推挙し、理事会において選任する。
２　理事長・副理事長は三役会において、会長が理事の中から推挙・選出し、理事会において選任する。
３　常任理事は理事長が理事の中から推挙・選出し、理事会において選任する。
４　理事は理事長が推挙・選出し、理事会において選任する。
５　監事は会長が推挙・選出し、理事会において選任する。

（役員等の任務）
第９条　　１　会長は本会を代表し、会務を統括する。
２　副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理または代行する。
３　理事長は本会の会務を執行する。
４　副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代理または代行する。
５　常任理事は、常任理事会を組織し、会務を議決し執行する。
２．常任理事の中で１名は事務局長となるものとする。
６　理事は、理事会にて会務を議決し執行する。

７　監事は本会の会計を監査し、理事会で報告する。
⑵.監事は必要に応じていつでも本会の帳簿並びに関係証票・書類の提出を求め説明を受けることが出来る。

（役員等の任期）
第１０条　役員等の任期は２年とし、再選をさまたげない。
２．補充役員等の任期は前任者の残任期間とする。

第五章　名誉会長、顧問及び参与

（名誉役員）
第１１条　本会に、名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。
２　名誉会長、顧問及び参与は、三役会の推薦により会長が委嘱する。
３　名誉会長及び顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じ、意見を述べることができる。
４　参与は会長の必要と認める事項について、その諮問に応じ意見を述べることができる。

第六章　会　議

（会　議）
第１２条　本会の会議は、理事会、三役会及び常任理事会とする。
（理事会）
第１３条　理事会は本協会の議決機関として、毎年度始めにこれを開催し、必要に応じて臨時理事会を開催する。
第１４条　理事会は、会長がこれを招集し、議長となる。
第１５条　理事会は,理事現在数の２分の１以上の者が出席しなければ、開会し、議決することができない。但し、当該事項につき書面をもって予め意思を表示した者は、出席者とみなす。
２　理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決める。
第１６条　理事会は次の事項を審議する。
（１）事業及びに収支決算の報告並びに承認
（２）事業計画及び収支予算の承認
（３）規約の改廃
（４）役員等の選任及び解任
（５）その他本会の目的達成のための重要な事項

（三役会）
第１７条　　三役会は、会長・副会長・理事長・副理事長・常任理事で構成し、
　　会長が招集する。
第１８条　　三役会は、会長を補佐し、会務を統括する。
（常任理事会）
第１９条　　常任理事会は、理事長・副理事長・常任理事で構成し、
　　必要に応じて理事長が招集し、議長となる。
第２０条　　常任理事会は、本協会の執行機関として、日常業務及び会長が
　　付議した事項に関し審議し、議決を行う。議決は出席者の
　　過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決める。

第七章　　委員会　及び　実行委員会

（委員会）
第２１条　　本会はその目的達成に必要な重要事項を指導・研究・審議、実施
　　するために専門委員会をおき、委員長を選任する。
　　２　専門委員会に関する規程は別に定める。

（実行委員会）
第２２条　　理事長は必要に応じて、実行委員会を組織し招集することができる。

第八章　　会　　計

（会　計）
第２３条　　本会の経費は、次の諸収入もってこれに充てる。
　　（１）加盟団体の加盟金、登録料、参加料
　　（２）公共団体よりの助成金
　　（３）事業収入、寄付金等
第２４条　　本協会の収支決算は、毎会計年度終了後２ヶ月以内に作成し、
　　監事の意見を付け理事会の承認を得なければならない。
第２５条　　本会の会計年度は毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。
　　２　会計細則は別に定める。

第九章　　事　務　局

（事務局）
第２６条　　本協会の会務処理の為に事務局を置く。

２　事務局に事務局長並びに事務職員をおき、任命は理事長があたる。
３　事務局長は、理事長を補佐し会務を行うものとする。

第十章　旅　費

（旅費）
第２７条　本協会の会務を執行するために必要な旅行等に対しては、旅費を支給する。
２　旅費規程は別に定める。

第十一章　表　彰

（表彰）
第２８条　本協会の会員等で他の模範となるもの並びに本協会に貢献した個人及び団体に対して表彰を行う。
２　表彰規程は別に定める。

第十二章　慶　弔　等

（慶弔等）
第２９条　本協会に尽くした方への慶弔見舞金等の贈与ついて、慶弔規程を定める。
２　慶弔規程は別に定める。

第十三章　登　録

（登　録）
第３０条　本会の登録は団体加盟と個人登録の二種類とする。
第３１条　本会に登録しなければ本会の主催する競技会に参加することはできない。
第３２条　本会の登録は毎年これを更新するものとする。
２　登録規程は別に定める。

第十四章　倫理規程

（倫理規程）
第３３条　本協会に所属する役員等・事務局員及び登録会員の倫理に関する基本的事項を倫理規程として定める。
２　倫理規程は別に定める。

第十五章　　規約の変更

（規約の変更）

第３４条　　本規約は理事会の議決を経なければ変更することが出来ない。

附　　則

１．　この規約は平成８年４月１日より施行する。

２．　この規約の一部改正は平成 26 年４月１日より施行する。